



金 沢 市 公 報

号外第8号

平成28年(2016年)3月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○ 地方自治法の規定に基づく指定代理納付者の指定について (文化政策課)	1
● 告 示		○ 地方自治法の規定に基づく指定代理納付者の指定について (歴史建造物整備課)	2
○ 地方自治法の規定に基づく指定代理納付者の指定について (企画調整課)	1		

告 示

●金沢市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を次のとおり指定したので、告示します。

平成28年3月23日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 1 指定代理納付者の名称及び本店の所在地
株式会社北国クレジットサービス
金沢市片町2丁目2番15号
- 2 指定代理納付者の指定年月日
平成28年3月1日
- 3 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入
鈴木大拙館条例（平成23年条例第1号）第7条に規定する入館料
- 4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間
平成28年3月23日から同月31日まで

●金沢市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を次のとおり指定したので、告示します。

平成28年3月23日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 1 指定代理納付者の名称及び本店の所在地
株式会社北国クレジットサービス
金沢市片町2丁目2番15号
- 2 指定代理納付者の指定年月日
平成28年3月1日
- 3 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入
金沢市立中村記念美術館条例（昭和50年条例第1号）第5条に規定する入場料
金沢市立安江金箔工芸館条例（昭和60年条例第2号）第5条に規定する入場料
金沢卯辰山工芸工房条例（平成元年条例第6号）第6条に規定する入場料
金沢ふるさと偉人館条例（平成5年条例第34号）第5条に規定する入場料
金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例（平成9年条例第64号）第7条第1項に規定する観覧料
泉鏡花記念館条例（平成11年条例第54号）第5条に規定する観覧料
金沢湯涌夢二館条例（平成11年条例第65号）第5条に規定する観覧料
金沢蓄音器館条例（平成13年条例第3号）第5条に規定する観覧料

金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年条例第60号）第3条第2項に規定する共通観覧料

前田土佐守家資料館条例（平成13年条例第70号）第5条第1項に規定する観覧料

室生犀星記念館条例（平成14年条例第2号）第5条に規定する観覧料

金沢21世紀美術館条例（平成16年条例第1号）第6条第1項に規定する観覧料

徳田秋聲記念館条例（平成16年条例第50号）第6条に規定する観覧料

金沢文芸館条例（平成17年条例第56号）第6条に規定する観覧料

金沢能楽美術館条例（平成18年条例第1号）第6条第1項に規定する観覧料

石川県・金沢市文化施設共通鑑賞パスポート

4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間

平成28年3月23日から同月31日まで

●金沢市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を次のとおり指定したので、告示します。

平成28年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

1 指定代理納付者の名称及び本店の所在地

株式会社北国クレジットサービス

金沢市片町2丁目2番15号

2 指定代理納付者の指定年月日

平成28年3月1日

3 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入

金沢湯涌江戸村条例（平成22年条例第3号）第6条第1項に規定する入園料

4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間

平成28年3月23日から同月31日まで

平成28年(2016年)3月23日 印刷

平成28年(2016年)3月23日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄